


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	令和3年度東大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部改正について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	財政課、市民課、課税課、会計課				
<p>1. 要旨</p> <p>現在実施している標記事業について、現に児童を養育しているにもかかわらず、給付金を受け取ることができない方々に対する制度の見直し等を国が示したことに対応するため、標記要綱の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 現に児童を養育しているにもかかわらず、給付金を受け取ることができない方々に対する制度（支援給付金）に係る規定を追加</p> <p>イ 令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当（本則給付）受給者の申請期限を追加</p> <p>ウ 件名から「令和3年度」を削除</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>子育て世帯の生活を支援することにより、福祉の増進を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年11月19日 閣議決定</p> <p>令和3年11月26日 東京都から、実施に係る通知（内閣府通知）を收受</p> <p>令和3年11月30日 12月補正予算（8号）成立</p> <p>令和3年12月20日 国補正予算成立</p> <p>令和3年12月21日 12月補正予算（9号）専決処分</p> <p>令和4年 2月 8日 東京都から、支給要領改正通知（内閣府通知）を收受</p> <p>令和4年 2月17日 東京都から、支給事務実施要綱（例）に係る事務連絡を收受</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議終了後、速やかに改正事務を行いたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。